

# ヘーゲルとランケ

## —国家における自由と義務—

小林 正 士

序説 はじめに

第一節 ヘーゲル『法哲学』『国家論』と『社会哲学』の論理

- 1 ヘーゲル『法哲学』『国家論』の理論的枠組み
- 2 ヘーゲル『社会哲学』の論理—諸個人と国家共同体との繋がりに即して—

第二節 ランケ『国家論』と『社会哲学』

- 1 ランケの国家論
  - (1) 精神的存在としての国家の独自性
  - (2) 国家の独立性
- 2 ランケの『社会哲学』
  - (1) 国家への参与について
  - (2) 義務と自由と愛国心

—主体性の原理と共同性の原理の調和の観点に即して—

結語

序説 はじめに

本稿での課題は、国家・自由・義務に関して、その関連性を理論的に考察していくものである。その際、理論の拠りどころにしていくものは、ヘーゲルとランケである。そこで、本稿では、ヘーゲル『法哲学』『国家論』および『社会哲学』と、ランケの『国家論』および『社会哲学』とを考察していく。そして、確かに、この両者において差異はあるものの、しかし、国家・自由・義務の理論的な関連性を考えていく上での核となるような基本的な観点においては、お互い共鳴する点を見出し得るのではないのか、というのが

私の結論である。それ故に、本稿では、これを考察していく。

ところで、ランケ (Leopold von Ranke, 1795-1886年) という、「歴史学者」として紹介されているように、その主要な著作は「歴史学」に関するものである。そうした中でも、特に哲学的であり、同時にランケの国家観が展開されているものの一つとして、1838年『政治問答 (Politisches Gespraech)』が存在する。私は、この『政治問答』論稿に注目した。それは、このランケの論稿が、ヘーゲル国家論、社会哲学の観点からみた場合、非常に興味深い論稿であると考えたからである。もっとも、「ヘーゲルとランケ」に関する研究について、特に「歴史哲学」や「歴史観」についての研究が多くある。これに対して、「国家論」や「社会哲学」に関する切り口での正面からの論究は、僭越ながら、それほど多いものではないように思われるし、また存在しても断片的なものに限られているように思われる。それ故に、国家における自由と義務の理論的な関連性を考えていく際の新たな問題提起になるのではないかと考えるものである。

本稿の構成は、次の通りである。第一節では、ヘーゲル『法哲学』「国家論」とこれを支えている「社会哲学」の枢要な論理を論じる。第二節は、ランケの『政治問答』論稿を考察し、第一節で論じたヘーゲル「国家論」、「社会哲学」の枢要な論理から観た場合、ランケの『政治問答』論稿は、どのように捉えられ、またどのように評価できるものであるかを論じていく。そうした考察から、国家における自由と義務の関連性の理論を浮き彫りにしていく。最後に、以上のことをまとめ、「結語」としたい。

## 第一節 ヘーゲル『法哲学』「国家論」と「社会哲学」の論理

本節では、第一に、ヘーゲル『法哲学』「国家論」の理論的枠組みを明らかにする。第二に、ヘーゲル国家論の根底に流れている「社会哲学」とはどのようなものなのかを示したい。

## 1 ヘーゲル『法哲学』「国家論」の理論的枠組み

ヘーゲルが『法哲学』において論じる「国家」には、「共同体としての国家」と「権力機構としての国家」とがある<sup>(2)</sup>。一つ目の「共同体としての国家」とは、「広義の国家」と呼ばれるものである。それは、政治的国家または権力機構としての国家といわれるものと、市民社会、家族の三つ圏域を含むところ全体、即ち、「共同体としての国家」である。もう一つの「権力機構としての国家」とは、「狭義の国家」というものである。それは、君主権、統治権、立法権を含むところの「権力機構としての国家」である。このように、「共同体としての国家」と「権力機構としての国家」の二つのものがある。本稿の主要な論点と関係するのは、「権力機構としての国家」の詳論ではなく、主としてこの「権力機構としての国家」をも含むところの「共同体としての国家」である。従って、本節においては、「権力機構としての国家」に関する詳論は省略し、「共同体としての国家」に焦点を絞ることにする。

では、「共同体としての国家」に関してであるが、これは、先に述べたように、家族、市民社会、権力機構としての国家を含むところの全体である。そこで重要なのは、何よりも「国家の独立性」であると考え。それは、なぜだろうか。この点は、近代国家における本質論から導き出され得るものである。ヘーゲルは、260節追加のところで、次のように述べている。即ち、「近代国家の本質は、普遍的なものが、特殊性の十分な自由と諸個人の幸福とに結びつけられていなければならないということ、それゆえ家族と市民社会との利益が国家へ総括されなければならないということ」である<sup>(3)</sup>。また、こうも述べている。「国家の目的が市民たちの幸福であるとは、しばしば言われたことである。たしかにそのとおりであって、もし市民たちがしあわせでなく、彼らの主観的目的が満たされていず、この満足の媒介が国家そのものであると彼らが認めないならば、国家の基盤は脆弱なのである<sup>(4)</sup>」。このように国家は、諸個人にとって私的幸福・福祉、さらに言えば私的権利を実現させる土台になっているという考えがある。ではそうなると、国家の目的は、諸個人の幸福、福祉、諸権利などに終始するものであると考えられない

こともない。しかし、他方で、ここが興味深いところであるが、ヘーゲルは、そのようには考えてはいないのである。即ち、「国家の究極目的がただ諸個人の生命と所有を保障することだけであるとみなされるとすれば、そこにはひどい計算ちがいがあある。というのはこの保障は、ぜひとも保障されなければならないもの（国家の独立性-訳者注）が犠牲にされたのでは得られ<sup>(5)</sup>ない」からである。つまり、ヘーゲルは、「国家は特殊的な目的と福祉を達成する唯一の条件なのである（Der Staat ist die alleinige Bedingung der Erreichung des besonderen Zwecks und Wohls）」と考えている。従って、逆に言えば、国家の究極の目的は、「国家の独立性」であるということが論理的に導出され得ることになる。このことが、ヘーゲル『法哲学』「国家論」の理論的枠組みから帰結する国家の本質論である。

## 2 ヘーゲル「社会哲学」の論理

### —諸個人と国家共同体との繋がりに即して—

次に、以上に述べたことと関連することであるが、このようなヘーゲル国家論を支える「社会哲学」に関しても観ていきたい。そこで、この「社会哲学」を、ここでは「諸個人と国家共同体との関係性」の観点から論じていきたい。

前述のように、一方で、国家は、諸個人の幸福、福祉、諸権利などをしっかり保障しなければ、国家の基盤は脆弱なものとなる。しかし、他方で、諸個人の幸福、福祉、諸権利などは、「国家の独立性」があって始めて具体的に実現される得るものである。従って、「国家の独立性」は、諸個人の幸福、福祉、諸権利などよりも論理的に「先行する」ものである。その上で、しかし、だからといって、ヘーゲルは、決してこうした諸個人の幸福などを軽視しているわけではない。むしろ反対に、重要視しているのである。なぜなら、ヘーゲルは、国家にとって、この両方の契機（諸個人の幸福等と国家の独立性）がなくてはならないものであり、かつ両方が深く結びついてこそ、「国家は具体的な自由の現実性<sup>(7)</sup>（Der Staat ist die Wirklichkeit der konkreten

Freiheit)」となると考えているからである。従って、この両者の結びつきの内在的な論理を理解することが極めて重要なことになる。

では、その内在的な論理とは、どのようなものなのだろうか。この点、ヘーゲルは、次のように述べている。「現代国家の原理のもつとてつもない強さと深さは、主体性の原理がおのれを完成して人格的特殊性という自立的な極点になることを許すと同時に、この主体性の原理を実体的一体性のうちへと連れ戻し、こうして主体性の原理そのもののうちに実体的一体性を保つということにある<sup>(8)</sup>」。主体性の原理とは、「おのれの満足をおぼえようとする主体の特殊性の権利（Das Recht der *Besonderheit* des Subjekts）」、「主体的自由の権利（das Recht der *subjektiven Freiheit*）」<sup>(9)</sup>のことであり、諸個人の幸福追求などの源になる原理であると考えられ得るものである。つまり、ここでは、この主体性の原理が、それ自体としてではなく、国家という実体と一体となって始めて強固なものとなるということが述べられていると考えられる。

このように、ヘーゲルの述べる国家の強さと深さというものの論理は、国家が、諸個人の幸福、福祉、諸権利などを保障し、支えていく義務が存在するということである。反対に、諸個人は、自分自身の幸福などは国家が独立して在ってこそのものであるが故に、国家に対して諸々の義務を負うのである。このことがヘーゲル国家論にける諸個人と国家共同体との関連性の内在的な論理と考え得るものである。従って、この「国家の義務」と「諸個人の義務」というものが非常に重要になってくる。ここで重要というのは、国家の独立性と諸個人の幸福等が、相互浸透・相互補完性の関係にありながら不可分一体として成り立っている論理であるからである。これを逆に、「権利の側面」から観ると、諸個人の権利は、国家に対して、自分自身の幸福、福祉などを保障し、支えてもらうことを要請することである。他方、国家の権利は、例えば、もし国家の独立性が危うくなるような事態が生じるとすれば、国家は、「個人の生命および所有をさえも国家自身の権利として請求し、それを犠牲に供することを個人に要求する<sup>(10)</sup>」ことが可能であるということである。

ある。ここで特に注意しなければならないのは、ここで述べられている国家の論理は、あくまでも、近代国家において重要な原理の一つである「主体性の原理」というものが、国家にビルトインされていることが前提である考える。この論理が組み込まれていない国家、例えば、独裁国家や全体主義国家などにおいては、「諸個人の権利」そのものが原理的に欠如しているにもかかわらず、「国家の権利」を前面に出すことがある。従って、当然ながら、ヘーゲルは、そのような国家を是認するような論理を有してはいないのである。むしろ、そのような危険性を予め想定しながら、近代世界の重要な原理としての「主体性の原理」を認め、これを不可欠のものとして国家の論理を組み立てているのである。

以上のように観ると、ややもすると、国家と諸個人の関係性は、非常に窮屈で不自由・制限的なものと考えられるかもしれない。なぜなら、諸個人にとって、「義務」というのは、できれば負いたくないものであるからである。しかし、ここでも興味深いものであるが、ヘーゲルは、決して「義務」というものを、窮屈で不自由・制限的なものとは考えていないのである。むしろ逆に、義務は、諸個人の「自由」に資するものであると考えているのである。その理由は、既に示されている通り、諸個人は、国家の一員であることによって、つまり、国家を媒介にすることによって日々日常の幸福を享受することができると考えられているからである。この点、ヘーゲルは、次のように述べている。「義務においてこそ個人は解放されて、実体的自由を得るのである<sup>(1)</sup> (In der Pflicht befreit das Individuum sich zur substantiellen Freiheit)」。また、「義務が制限するのは主観性の恣意だけであり、義務が衝突する相手は主観性が固執する抽象的な善だけである。人々が自由でありたいという場合、それはさしずめただ、抽象的に自由でありたいという意味にすぎない。だから国家における規定と分節的組織はことごとくこの抽象的な自由の制限とみなされる。こうした自由の制限であるかぎり、義務は自由の制限ではなくて、自由の抽象的観念の制限、つまり不自由の制限にすぎない。義務とは本質への到達 (das Gelangen zum Wesen)、肯定的自由の獲

得（das Gewinnen der affirmative Freiheit）なのである<sup>(12)</sup>」。

要するに、諸個人が「義務」を不自由・制限と感じるのは、自分自身が国家との関わりの中に在るということを捨象した「全き個人」を想定しているからなのである。ヘーゲルは、これを抽象的な自由と述べている。反対に、ヘーゲルが認める肯定的自由ないし積極的自由は、予め自分自身の自由の実現には、国家の存在が不可欠に組み込まれており、従って、国家の存在なくして真の自由はないと考えるものである。それ故に、諸個人の「義務」は、「自由」に結びつくのである。ここまで来ると、ヘーゲルの次のような論述は理解しやすいのではないだろうか。即ち、「義務と権利との結びつきには、国家が義務として要求するところのものがそのまま個人の権利でもある、という両面がある。それは国家がまさに、自由の概念の組織（Organisation des Begriffs der Freiheit）以外のなにものでもないからである<sup>(13)</sup>」。ここには、国家が課す個人の義務が、権利でもあるという認識が示されている。例えば、納税の義務をとって考えてみよう。納税の義務は、個人が忌避したい義務の一つであろう。しかしながら、前述してきた論理をからすれば、納税の義務を果たすことによって、国家の諸々の制度が維持され、私たちは何気ない日常を送ることができる。そうだとすれば、諸個人がこれを「義務」と同時に、積極的に行使したくなるような「権利」としても解し得るのである。義務といえば、例えば、もう一つ私たちが忌避したいと思うような義務がある。それは、「兵役の義務」ないし「国防の義務」である。これはヘーゲル国家論の論理からすると、どのように考えられるのか。これも、これまで述べた諸個人と国家共同体との関係性の論理が妥当するのである。ヘーゲルは、「国家としての国家が、すなわち国家の独立が危険に瀕するときは、義務が全市民に国家の防衛を呼びかける<sup>(14)</sup>」と述べている。それは、国家の独立という条件の上に私たちの日常生活の全てが成り立っている以上、その国家の独立性が危機にさらされた場合、原理的にこれを自衛する義務は、他の誰でもなく、この国家を構成員する一人ひとりの個人にあることになる。ここで断っておかなければならないことは、このことは諸個人と国家共同体の関

係性の論理から「原理的」に言えることである。従って、第一に、例えば、好戦的な考えや侵略願望などといった感情的なものから帰結するものではないし、第二に、それぞれの国家において、「徴兵制」にするか、「志願兵制度」などにするかは、もちろん個々の国家が決める「政策上」の問題である。しかし、国家との関係において、原理的な論理として、諸個人にはそうした義務が予め内在化しているということを述べているのである。

このように、諸個人と国家共同体との関係性の論理から、「義務」は「自由」へと繋がる。そこで、諸個人と国家共同体との結びつきということは、以上のように論理的な認識としても重要なものであるが、同時に、諸個人が実感として持つ感情的な側面も重要なものである。即ち、これが国家に対する「信頼」の情、「絆」、「愛国心」というものである。この点、ヘーゲルは次のように考えている。愛国心とは、「私の実体的で特殊的な利益が或る他者の〔ここでは国家の〕利益と目的のうちに、すなわち個としての私に対するこの他者の関係のうちに、含まれ維持されている、という意識である」。「このことによってほかならぬこの他者は、そのまま私にとって他者ではなく、私はこの意識において自由なのである<sup>(15)</sup>」。つまり、諸個人の日常生活全般の幸福、利益、諸権利などは、すべて国家共同体との関係性の基礎の上に成り立っているという意識であり、「信頼」である。それがヘーゲルの考える「愛国心」であると考えられる。そして、このような意識が、国家との関係において「自由」であるとも言っている。以上のように、ヘーゲル国家論において、義務と自由、そして自由と愛国心というものが繋がっていると考え得るだろう。

ここまでで、本節をまとめてみたい。ヘーゲル国家論には、「共同体としての国家」と「権力機構としての国家」があった。そして、「共同体としての国家」は、家族、市民社会、権力機構としての国家の三つの圏域を含むところの全体である。この「共同体としての国家」にとって重要なものは、「国家の独立性」である。なぜなら、国家の独立性が、諸個人の幸福、福祉、諸権利などを支える条件であり、基礎・土台であるからである。その上で、

国家にとって、諸個人の幸福などの特殊利益を確保することは重要であった。なぜなら、そうでないと、国家の基盤が脆弱なものになるからである。従って、国家の独立性と諸個人の幸福などは不可分にして一体として考えられる論理なのである。このような考えは、まさにヘーゲルの「社会哲学」と言えるものである。また、以上の論理から、義務と自由は密接に結びつき得るし、また、自由と愛国心というものも結びつき得る。これを言い換えれば、ヘーゲルの国家論には、諸個人の主体的自由の原理の確保の側面と、同時に、それを国家共同体と結びつける側面が一体化したものとしての社会哲学が根本に据えられていることが言えるのである。

## 第二節 ランケ「国家論」と「社会哲学」

では、以上のヘーゲル国家論の理論および社会哲学の観点から、1838年のランケ『政治問答』(Politisches Gespraech) 論稿をどのように捉えることができるのか検討していきたい。ランケは、1825年ベルリン大学員外教授に任ぜられる。その後、ランケは、1834年ベルリン大学正教授に就任する。本稿で考察するランケの『政治問答』(1836年)は、『歴史・政治雑誌(1832-1836)』(Die historisch-politische Zeitschrift)の中の一つの論稿である。この『歴史・政治雑誌』は、1831年にランケが主筆に就任し、翌1832年に第一巻第一号が発行され、1836年第二巻第四号発行をもって終刊になる。そして、この『歴史・政治雑誌』は、例えば、「雑誌としての影響力は言うに足りなかったが、そこに発表されたランケの諸論文は不朽の著作として後世に残った<sup>(16)</sup>」と言われてもいる。また、マイネッケは、ランケ『政治問答』に関して次のように述べている。「一八三六年彼が四十一歳のベルリン大学教授としてその生命力の高潮期に書き下した此の問答は(『政治問答』一引用者注)、彼が政治家及び政治記者として嘗つて提供したものの中で最高の、且つ最も重要なものであり、云わばほんの僅かな期間によつて耕作された余業の畑地からの、最も豊かな、そして最も甘美な結実であつた<sup>(17)</sup>」。本稿では、この『政治問答』に焦点をあて考察していく。

『政治問答』は、カールとフリートリヒという二人の登場人物の対話形式で構成されている。カールは、「当時の一般的知識人の政治通念というべきものを代表する」人物であり、「革命家でも何でもないが流行の政治学説にとらわれている」<sup>(18)</sup>人物として登場している。他方で、フリートリヒは、ランケ自身の思想を代弁する人物として登場している<sup>(19)</sup>。

本稿の観点から『政治問答』を観て注目される点は、大きく言えば二点ある。第一点は、ランケの「国家論」に関わる論述である。第二点は、ランケの「社会哲学」とも言える論述に関わるものである。以下、この二点に関して観ていく。

## 1 ランケの国家論

### (1) 精神的存在としての国家の独自性

第一点目のランケの考える「国家論」とも言えるものに関する論述である。まずカールは、政治が極端から極端への主義に陥らないために、「中庸政策 (Justemilieu)」の重要性を指摘する<sup>(20)</sup>。そして、フリートリヒによれば、中庸政策には二つの考え方がありという (Vgl., S. 14./16頁参照)。一つは、「消極的」な中庸政策。もう一つが、「積極的」な中庸政策というものである。前者は、カールの考える中庸政策であって、それは「国家を構成するのは党派なのであり、支配的権力はただどちらの党派にも不公平の無いやうに其中間に中立を保つて居れば可なり」(Ebd., S. 14./16頁) というものである。他方、後者は「積極的」な中庸政策で、フリートリヒはこれを支持するのであるが、それは、「無論党派を排し極端を排撃することはするが、それは全く自分自身に独自の積極的内容を持ち、何より先に実現すべき本来固有の傾向を持つているからこそなのだ」(Ebd., S. 14./16頁) と述べている。つまり、フリートリヒの考えでは、中庸政策は、極端から極端の考えの均衡を図ることもするが、それだけでは消極的なものであって、むしろ「国家として実現すべき積極的内容を持つ」ことの方が本質的なものであるとしているということであると考えられる。そして、フリートリヒは、この「国

家として実現すべき積極的内容」というものが、「国家の積極的精神的内容 (positiven geistigen Inhalt des Staates)」(Vgl., S. 14-15./16-17頁参照)として重要なものとして捉えている。

加えて、この「国家の積極的精神的内容」は、各々の国家によって異なるものであるから、例えば、単に他国の諸制度を自国に適用しても、それは種々の国家によって変化し得るものとなることを指摘している (Vgl., S. 15-17./17-22頁参照)。即ち、フリードリヒは、「全体を生かし導く理念 (Die das Ganze belebende, beherrschende Idee)、精神の支配的な特色 (der vorwaltende Zug des Geistes)、一般的情勢 (der allgemeine Zustand) といったものがあらゆる制度の成り立ちや働きを一々左右する」(Ebd., S. 17./20-21頁)。「制度なるものはいよいよ実際に実施されて始めて精神的現実性を持つて来るものなんだが、さうなるとどうしてもすぐ夫々違った特色を帯びて来る」(Ebd., S. 17./21頁)と述べている。また、フリードリヒは、カールに対して、「同じ目的を持ち同一の歴史的基礎の上に成立した同じ制度であり乍ら国を異にするに従つて極度に違った形のものとして成つて現れる」(Ebd., S. 17./22頁)が、それはどこから起ってくるものであるか、ということを問うている。それに対して、カールは、それは「体制 (Verfassung) の相違から起つて来る」(Ebd., S. 18./22頁)と答え、フリードリヒもこれに同意している。では、その「体制 (Verfassung)」は、そもそも何に基づくものであるか、ということをフリードリヒは問題にしてい く。フリードリヒは、この「体制 (Verfassung)」の基になるものこそ、「国家の精神的なもの」であり、国家の実体的なものであると考えている。この点、フリードリヒは、次のように述べている。即ち、「外形は成程移植出来る。だが此外形の由つて来る根源、単なる歴史的基礎といふやうなものではない所の精神、過去と現在とを結びつけ未来をも生かすに違ひない精神、君は此精神をも模倣するなんてことが考へられるかい」(Ebd., S. 18./23頁)。「形式的なものは一般的な共通性のものだが、実体的なものは特殊的なもので、それが即ち生きたものなんだ」。「この或物が存在して居ればこそ

各国家は単なる一般者の一部ではなくて生ける生命であり個物でありそれ自身であるといへる」(Ebd., S. 19./25頁)。さらに、フリートリヒは、この国家の精神、生ける生命と表現するところのものこそ、国家の原理として重要視している。即ち、「私達は国家の原理を抽象的な思想だなどと考へてはいけない、私達はそれを国家そのものの内的生命として理解しなければならない。かうした原理こそ、かの人間社会の諸形式(中略—引用者)に対して一定のはつきりした特色、云いかへれば充実した実在性というものを与へるのだ」(Ebd., S. 19-20./25-26頁)と、フリートリヒは述べている。

ここまでで、ランケは何を述べているのだろうか。それは、国家の特殊性ともいうものであると思われる。即ち、それぞれ諸国家は存在しているのであるが、それぞれ独自の「精神的內容」、「生命」を持っている。言い換えれば、国家は、それぞれ独自に「過去と現在とを結びつけ未来をも生かすに違ひない精神」を有しており、これが国家の本質とも言うべきものであると思われる。

## (2) 国家の独立性

以上のことに加えて、フリートリヒによれば、重要なことは、「国家の独立性」であると考えている。即ち、「或国家が世界に於てとれ位の地位を持つているかといふことは、その国家の独立性の程度に依つて決まるんだ(Das Mass der Unabh ä ngigkeit gibt einem Staate seine Stellung in der Welt)。そして同時に、国家が己を主張し確保する目的のために其一切の国内関係を編成し組織すべき必要の度合も亦之れによつて決められる。これは実に国家の最高法則なのだ」(Ebd., S. 24./34頁)。

ここで、フリートリヒは、これまでの議論を次のようにまとめる。即ち、「国家をば集結した個人の生活安全の爲めの機構に外ならずと考へたり、いはば個人の私有財産保全装置に過ぎずなどと説明したりすることは笑うべき誤謬だらうと思ふ。むしろ此等の傾向は精神的な性質のものであつて全国民の性格はこれによつて規定せられ、打ち消すことの出来ない刻印をあたへられる」。「各独立国家はそれぞれ自身の本源的な生命を有する、そして此生命

たるやあらゆる生きとし生けるものに等しくそれぞれの段階を通過して最後には滅びることのあり得るものだが、その生きるに当つては他の何ものにも置換えし難き独自の面目を以て其全範囲を充実し支配する」(Ebd., S. 25./36頁)。即ち、ランケは、ここで、「国家の独立性」の重要性を説いている。その上で、国家が、諸個人の生活の安全機構や私有財産の保全装置に過ぎないものとする考え方を退けて、国家独自の精神性、生命というものに言及している。<sup>(21)</sup>

以上ここまでで、大きく言えばランケは三つのことを述べているだろう。一つは、国家の本質言うべきものは、国家の独自の「精神的內容」、「生命」、言い換えれば、国家の「過去と現在とを結びつけ未来をも生かすに違ひない精神」の独自性である。二つ目は、「国家の独立性」の重要性についてである。三つ目は、国家というものは、「個人の生活安全のための機構」でも、「私有財産保全の装置」でもないということである。

では、この三点を、ヘーゲル国家論の理論から観てみると、どのように捉えることができるだろうか。第一点は、確かにヘーゲルも国家を精神的ないし理性的存在と位置づけているが、その精神ないし理性の中身が、ランケのそれとは異なっているように思われる。即ち、例えば、ヘーゲルは、次のように述べている。「国家は、実体的意志の現実性であり、この現実性を、国家的普遍性に高められた特殊の自己意識のうちにもっているから、即自かつ対自的に理性的なものである<sup>(22)</sup>」。では、理性的なものとは、どのようなものなのか。ヘーゲルは、こう説明している。即ち、「理性的であるということは、抽象的に考察すると、総じて普遍性と個別性とが相互に浸透しあつて一体をなしているということである。これを国家に即して具体的にいえば、内容の上では、客観的自由〔すなわち普遍的実体的意志〕と主体的自由〔すなわち個人的な知と特殊の諸目的を求める個人的意志〕とが一体をなしていること<sup>(23)</sup>」である。つまり、国家は客観的精神、理性的な存在と呼ばれるものであるが、その内実は諸個人の主体的自由と、これを支える国家の実体的な意志との一体化を指すと解することができる。従つて、第一点目については、

ヘーゲルとは異なり、ランケ独特の国家観を表しているように思われる。

しかしながら、第二、第三の点は、ヘーゲルの理論と共鳴するものであると考えるられるのではないだろうか。即ち、前節でも指摘した通り、ヘーゲルは、次のように考えているからである。「国家の究極目的がただ諸個人の生命と所有を保障することだけであるとみなされるとすれば、そこにはひどい計算ちがいがあある。というのはこの保障は、ぜひとも保障されなければならないもの（国家の独立性—訳者注）が犠牲にされたのでは得られない<sup>(24)</sup>」からである。では、ランケはなぜ「国家の独立性」が重要であると考えているのだろうか。それは以下のランケの社会哲学的な考えに基づき、そこから導き出されるものであると考えられると思われるので、以下これを観ていきたい。

## 2 ランケの「社会哲学」

### (1) 国家への参与について

カールとフリートリヒとの以下の問答は、興味深いものがある。即ち、カールは、フリートリヒに対して、「君は個人は国家のために自分の有する生活力の大半を捧げるべきだと主張するが、個人はかうした犠牲に対してどんな報酬を得るのか、個人が国家のために失ふ所は何に依つて補償されるのか、そこをどう考えるか」(Ebd., S. 29./45頁)と問うている。これに対して、フリートリヒは、次のように述べている。「僕は別に理想の国家は斯くあるべしといふ風には云はなかつたつもりだよ。僕はただ目の前にある国家を理解しようと努めたに過ぎないんだ。現に国家は各個人の精力の大部分を提供させてゐるぢやないか。租税はすべての事業の生む収益の著しい部分を吸収してゐるし、随分多くの人々が自分の能力や青春を国家への奉仕に捧げてゐる。僕等の地方では誰でも兵役義務の遂行を免れる者はゐない位だ。だから現在に於てももう純粋な意味の私生活なんてものは無いと云つていい。我々の活動の大部分がもともと国家に帰属するように出来てゐる」(Ebd., S. 29./45頁)。さらに、カールは、フリートリヒに対して、「しかし私人はさ

うした一切の国家への参与の報酬として何を受取るんだらう」(Ebd., S. 29./45頁)と問うている。これについて、フリートリヒは、次のように述べている。「正常な国家では国家への参与そのものが報酬なんだ。個人はさうした参与を免れようなんて考は起こさない。彼はさうしなければならないことをよく理解してゐる、彼にとつては純粋な私生活なんてものは存在しない (es gibt für ihn keine rein private Existenz)、若し彼が彼の精神的祖国たる、此一定の国家に属してゐないと仮定したら現在の彼では有り得ないだろうから」(Ebd., S. 29./45頁)。加えて、興味深いのは、諸個人は、国家との関係において「純粋な私生活というものは存在しない」、「精神的祖国たる、此一定の国家に属している」という際、次のようにも述べている点である。即ち、「我々の祖国はむしろ常に我々と共にあり我々の内に在る (Unser Vaterland ist vielmehr mit uns, in uns)。ドイツは我々の中に生きてゐる。どこの国どこの世界をさまよふとも我々は否応なしに祖国ドイツを表現するのだ。我々は初めつから其処に基礎をおいてゐるのであつて、其処から解放されることは出来ないのだ。ごくごく卑近なものから非常に高尚なものに至る迄のすべてのものに充満してゐる此のやうな隠れた或物—我々の呼吸する精神的空気とも云ふべきもの—それが一切の体制に先行し其一切の形式に生命を吹き込んでそれを充実せしめてゐるものなんだ」(Ebd., S. 22./30-31頁)。

ここまでのランケの叙述を整理すると、二つのことを述べているだろう。一つは、私たちの生活は、ありのままの個人の生活、言い換えれば、国家が諸個人に組み込まれていないような純粋な私生活というものはなく、内在的に国家に帰属しているということ。さらに言い換えれば、積極的であれ消極的であれ、諸個人は国家へ参与しているということ。そして、この参与そのものが諸個人にとっての報酬であるということである。さて、このような国家観は、ヘーゲルの考えと共鳴するものだろうか。

この点、ヘーゲルは、「なんびとにとつても、国家のうちにあるということとは絶対的に必然なのである<sup>(25)</sup> (es ist vielmehr für jeden absolut notwendig,

dass er im Staate sei)」と考えている。さらに、ヘーゲルは、次のようにも述べている。「国家が市民社会と取りちがえられ、国家の使命が所有と人格的自由との安全と保護にあるときめられるならば、個々人としての個々人の利益が彼らの合一の究極目的であるということになり、このことからまた、国家の成員であることはなにか随意的なことであるという結論が出てくる<sup>(26)</sup>」。このように、ヘーゲルも、ランケと同様に、諸個人の国家への帰属は、随意的のものではなく、必然的なものとして考えているのである。

では、ランケが、「国家への参与そのものが報酬である」というとき、それは何を意味するのであろうか。それは、「若し彼が彼の精神的祖国たる、此一定の国家に属してゐないと仮定したら現在の彼では有り得ないだろう」とあるように、現在の自分自身が自分自身としてあるのは、純粹に自分だけであるのではなく、国家との関係が内在化しており、またこれに規定されている自分として存在しているのであるから、その意味で、国家の参与そのものが諸個人にとって報酬であると解することができるだろう。言い換えれば、現在の自分自身の生活の基礎・土台には、国家があってこそ成り立っているという認識が読み取れ得るのではないだろうか。そうだとすれば、ヘーゲルの考えとも共鳴するものであると考えられる。なぜなら、「国家は特殊な目的と福祉を達成する唯一の条件なのである<sup>(27)</sup>」と考えられているからである。

## (2) 義務と自由と愛国心

### —主体性の原理と共同性の原理の調和の観点に即して—

続いて、カールは、次のように述べている。「国家の国民に対するさうした註文通りの自発的献身が世界中到る処に行はれてゐるのだろうか」(Ebd., S. 29./46頁)。これに対して、フリートリヒは、こう述べている。「そんなことを主張した覚えはないよ。現に例へばイタリーみたいに国民たちがその義務を嫌々ながら遂行してゐる国々だつてあるからね。(中略—引用者) 国民は自分に課せられる義務を厄介視して、あたかも自分が圧迫され無理強ひされたやうな感じを持つてゐる。従つて出来るだけ務めをずらからうとする、かういふ按配ぢや真の国家の特徴たる私的努力と公的努力との一致

(Einheit privater und öffentlicher Bestrebungen) は到底有り得ないんだ。この調子でゆくと遂には道徳的エネルギーそのものが堰き止められるんじゃないかと思ふよ。それから又私的活動さへ順当な発達を遂げることが出来ないに相違ない。さうしたいろいろのことがあることは僕も全部認めるが、それはいはば欠陥であり変則の状態なんだ」(Ebd., S. 30./46頁)。

つまり、ここで述べていることは、第一に、真の国家の特徴というものは、「私的努力と公的努力の一致」とみている点である。第二に、国家において、諸個人が義務を忌避することが、私的活動の順当な発達を妨げることに繋がるという認識を示している点である。

さらに、カールとフリートリヒとの問答は続く。カールは、「しかし君は、イタリーにしろ其他の国にしろ、そのやうな変則を避け得られると思ふのか」(Ebd., S. 30./46頁)と問い、フリートリヒは、「少なくともそれを避けるべく工夫し全力を尽すことが何よりの急務だね。国家の力が増大してゆく秘密はその外は無い」(Ebd., S. 30./46-47頁)と述べている。そうして、フリートリヒは、国内政治において、「或州或地方独特の特殊性を破壊しないで、しかもそれ等を断ち切り得ない絆を以て国家全体に結びつけることが出来さへすればいい」(Ebd., S. 30./47頁)と述べている。ここで注目されるのは、国家の力が増大していく秘密というのは、諸個人の国家に対する「義務」の忌避を避ける工夫をすること。それによって、「私的努力と公的努力を一致」させること。ランケは、ここに、国家の力が増大していく秘密があると考えているということである。

しかし、では、「君は州や各個人が何に基づいて全体に結びつくと考へるか」(Ebd., S. 30./47頁)とカールは問う。これについて、フリートリヒは、「何と云つても究極の所は国家の理念 (die Idee des Staates) が各人を把へることだね。個人が自分自身の心に国家の精神的生命を何等かの程度に感得し自分を全体の一員と考へ其れに愛を持つんだ、共同性の感情 (das Gefühl der Gemeinschaftlichkeit) が州や地方や個人の夫々の分離独立の感情よりは強く働くようになることだ」(Ebd., S. 30./47頁)。

つまり、ランケは、諸個人が何に基づいて国家全体と結びつくと考えているのかというと、それは、諸個人が「国家の理念」、「国家の精神的生命」、「共同性の感情」を感得して、自分を「全体の一員」と考え、これに「愛」を持つことであるとしている。

では、そういう状態、つまり、諸個人が「国家の理念」、「国家の精神的生命」、「共同性の感情」を感得して、自分を「全体の一員」と考え、これに「愛」を持つようにするためには、どうすればよいのだろうか。この点、フリートリヒは、次のように考えている。即ち、「現代の時世ではどんな国家権力も親切 (wohlwollend) を旨としなければいけない。云ふ迄もなく一般人民の安寧幸福 (allgemeinen Wohlfahrt) があつて初めて国家権力の威力がしつかりと維持されることは、どこの国でも皆さうなんだ。だが権力は又それが正当な方法に於て行使されてゐることを国民に示さなければならぬ」(Ebd., S. 30./47頁)。

つまり、まず「一般人民の安寧幸福」を図ることである。即ち、国家権力は、一般人民の安寧幸福に資するものでなければならぬということが述べられている。ヘーゲルの言葉で言えば、「主体性の原理」の確保であるだろう。さらに、次のようにも言われている。即ち、「国民が国家権力なるものを知り、それが如何なることをしてゐるかを知るやうに、各個人が自分の仕事は国家全般と一致したものである限り最大限度の保護奨励を受けるものであることを経験するやうに骨を折らなければならぬ。かうして国家への反感反抗が除去されさへすれば、忽ちかのひそやかな衝動、内側から働き結束せしめる衝動がすべての人々をとらへて了ふだろう」(Ebd., S. 30-31./47-48頁)。その結果どうなるかという、「強制的な義務は自発的活動となり、命令は自由へと高まるに違ひない (Die Zwangspflicht wird sich zu Selbstätigkeit, das Gebot zur Freiheit erheben)」(Ebd., S. 31./48頁) とフリートリヒは考えている。そして、「より高い見地から見れば、すべて私的努力と公的努力とは結局一致する」(Ebd., S. 33./52頁)。即ち、一方で「私的努力は公的努力の達成に依つて活気と刺激を得」るし、他方、「公的幸福は私

的幸福から生れるといふわけだ。いづれにせよすべての努力活動を通じて国家の精神的自我が生々と働いて居らねばならん」(Ebd., S. 33./52頁)と考えている。

さて、ここまでで、ランケが述べたことをまとめてみたい。結論として、ランケは、国家において、「私的努力と公的努力の一致」するし、またそうしなければならないと考えている。その理由は、第一に、これが一致しない場合、例えば、諸個人が「義務」を忌避することは、結局、諸個人の私的活動の発達を妨げると考えているからである。そして、第二に、この国家における「私的努力と公的努力の一致」が国家の力を強める秘密であると考えているからである。では、このように諸個人と国家とを結びつけるものとして、考えているものは何か。それは、諸個人が「国家の理念」、「国家の精神的生命」、「共同性の感情」を感得して、自分を「全体の一員」であると考え、これに「愛」を持つことであると考えている。そして、その為には、国家権力が、一般人民の安寧幸福に資するようであらねばならず、またそのような経験を持つということであると考えている。即ち、「主体性の原理」の実現である。その結果、どうなるかと言えば、国家への反感反抗が除去され、自分自身の内的な衝動から国家との結びつきが生じるということ。従って、「強制的な義務は自発的活動となり、命令は自由へと高まる」と考えている。それ故に、結論として、一方で「私的努力は公的努力の達成に依つて活気と刺激を得」るし、他方、「公的幸福は私的幸福から生れる」という相互補完の関係、相互浸透の関係を述べている。

では、以上のようなランケの論理は、ヘーゲル国家論の論理からみて、どのように評価できるのだろうか。ランケは、論理的な帰結として、国家において、「私的努力と公的努力は一致」しなければならないし、一致するものであると考えている。従って、国家においては、一方で「私的努力は公的努力の達成に依つて活気と刺激を得」るし、他方、「公的幸福は私的幸福から生れる」としている。この点、ヘーゲルも、まさにそのように考えているのである。即ち、「近代国家の本質は、普遍的なものが、特殊性の十分

な自由と諸個人の幸福とに結びつけられていなければならないということ、それゆえ家族と市民社会との利益が国家へと総括されなければならないということ、しかし目的の普遍性は、おのれの権利を保持せずにはおれないところの特殊性自身の知と意志のはたらきをぬきにしては前進することができないということ、この点にある。だから普遍的なものは実現されていなくてはならないが、他方、主体性も完全かつ活発に発展させられなくてはならない。この両契機が力強く存続することによってのみ、国家は分節されているとともに真に組織された国家とみなされうるのである<sup>(29)</sup>。つまり、ヘーゲルは、「国家はおのれの強さを、おのれの普遍的な究極目的（国家の独立性—引用者注）と諸個人の特殊的利益との一体性のうちにもって<sup>(30)</sup>」いると考えているのである。従って、諸個人は、国家に対して、権利を持つが、同時に義務も持つのである。そして、その義務を、諸個人が果たすことは、不自由でも制限でもなく、ランケが言うように、「自由」に資するものとして考え得るものとなるのである。なぜなら、ヘーゲルも、諸個人が、国家に対する「義務を履行することにおいて、おのれ的人格と所有を保護してもらい、おのれの特殊的福祉を顧慮してもらい、そしておのれの実体的本質の満足と、この全員であるという意識と自己感情とを得る」のであり、従って、諸個人が、「もろもろの義務を国家に対する務めおよび職務として果たすことによってこそ、国家は維持され存続する<sup>(31)</sup>」と考えているからである。そして、諸個人が、このような国家とのつながり・一体性、言い換えれば、「共同性の感情」を感得するところに、ランケの言うところの「愛」、別言すれば、「愛国心」という感情が芽生えることになる。なぜなら、「愛国心」とは、ヘーゲルによれば、「私の実体的で特殊な利益が或る他者〔ここでは国家の〕利益と目的のうちに、すなわち個としての私に対するこの他者の関係のうちに、含まれ維持されている、という意識である<sup>(32)</sup>」からである。

## 結語

ランケの『政治問答』の中の「国家論」に関しては、例えば、次のような

高い評価がなされているものもある。即ち、ランケの「国家重視説に対して、それは人民を犠牲にして国家を強大にすることを意味するのではないか」という、今日の読者があげるであろうような疑問をランケはすでに予想して、それに対する彼の答を与えている。その答には当時の時代の制約が強く感ぜられることは否定できない。しかし現実の歴史過程の観察から、個人の生活の国家とのかかわりを指摘する彼の認識は正しいものであるし、国民が地域や個人の分離的感情よりも共同的感情を重んじ、団結して公共に奉仕すること、国家権力が全体の福祉に基づいて人民に親切であること、そのような場合には『強制的な義務が自発的行為となり命令が自由に高められる』という彼の主張は時代を越えた真理を語っているであろう<sup>(33)</sup>。確かに、ヘーゲルとランケの国家論は、完全に一致するものではないであろう。しかしながら、理論的に「国家の独立性」を重んじる考えを持っていること<sup>(34)</sup>。また、一方における、諸個人の福祉、幸福などの重視の視点と、他方における、諸個人の国家に対する共同性の感情の重視、公共への奉仕の視点。そして、それらが浸透し一体となった国家において、義務は自由へと高まり結びつくという主張は、ランケ独自のものではなく、それ以前には、本稿で示されたように、ヘーゲル『法哲学』「国家論」の中に見出される非常に重要な論理なのである。従って、この枢要な論理において、ヘーゲルとランケは結びつくのではないだろうか、ということを論じてきたのが本稿の課題であった。なるほど、本稿での考察は、ランケにおいて、数多くある著作・論稿の中の『政治問答』論稿に限られるものであった。その点は、今後の私の課題としていきたい。しかしながら、本稿での考察の限りにおいて、国家・自由・義務というものをトータルに考える際に、ヘーゲル、そしてランケの論理は、今日でも注目されるべき内容を持っているのではないかと考えるものである。

(1) 責任編集林健太郎『世界の名著47 ランケ（第五版）』7頁参照（中央公論社、1995）。

(2) G.W.F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Werke 7, Frankfurt a.M.

1970. ヘーゲル（藤野渉／赤沢正敏訳）『法の哲学Ⅱ』246頁訳者注参照（中央公論新社、2001）。また、権左武志『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』130-134頁参照（岩波書店、2010）。
- (3) Ebd., § 260 Zusatz, S. 407. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）235頁。
- (4) Ebd., § 265 Zusatz, S.412. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）246頁。
- (5) Ebd., § 324, S. 492. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）404頁。
- (6) Ebd., § 261 Zusatz, S. 410. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）240頁。
- (7) Ebd., § 260, S. 406. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）234頁。
- (8) Ebd., § 260, S. 407. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）234頁。
- (9) Ebd., § 124, S. 233. 藤野／赤沢訳・『法の哲学Ⅰ』327頁。
- (10) Ebd., § 100, S. 191. 藤野／赤沢訳・前掲注（9）277頁。
- (11) Ebd., § 149, S. 298. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）17頁。
- (12) Ebd., § 149 Zusatz, S. 298. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）17頁。
- (13) Ebd., § 261 Zusatz, S. 410. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）239-240頁。
- (14) Ebd., § 326, S. 494. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）409頁。
- (15) Ebd., § 268, S. 413. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）249頁。
- (16) 責任編集林・前掲注（1）19頁。
- (17) マイネッケ 中山治一訳『歴史主義の立場（四版）』31-32頁（創元社、1944）。
- (18) 責任編集林・前掲注（1）20頁。
- (19) 責任編集林・前掲注（1）20頁参照。
- (20) Leopold von Ranke, Politisches Gespräch, in „*Das politische Gespräch und andere Schriften zur Wissenschaftslehre*“, Max. Niemeyer 1925. Vgl. S. 12. ランケ著 相原信作訳『政治問答 他一篇』10-11頁参照（岩波書店、1941）。なお本稿において本書からの引用に際して、旧漢字は新漢字にして引用する。また、本書からの引用頁は本文中に記す。
- (21) 高坂正顕『歴史的世界』297頁参照（福村書店、1949）。
- (22) Ebd., § 258, S. 399. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）217頁。
- (23) Ebd., § 258, S. 399. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）218頁。
- (24) Ebd., § 324, S. 492. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）404頁。
- (25) Ebd., § 75 Zusatz, S. 159. 藤野／赤沢訳・前掲注（9）231頁。
- (26) Ebd., § 258, S. 399. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）217-218頁。
- (27) Ebd., § 261 Zusatz, S. 410. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）240頁。
- (28) 鈴木成高『ランケと世界史学（第四版）』100頁参照（教養文庫、1948）。
- (29) Ebd., § 260 Zusatz, S. 407. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）235頁。
- (30) Ebd., § 260, S. 407-408. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）236頁。
- (31) Ebd., § 261, S. 409. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）239頁。

- (32) Ebd., § 268, S. 413. 藤野／赤沢訳・前掲注（2）249頁。
- (33) 責任編集林・前掲注（1）21頁。
- (34) 『『国家』というものを重視することは、ランケ自身の思想であるとともに、それ以前の歴史がツキジデス以来、主として政治を考察の中心を置いてきたことに由来する。ヘーゲルを批判しながらも、『国家』を《主観的意志と普遍的なものとの統一》《人倫の全体》であるとし、《国家にはそれ自身を維持するより以上の高い義務は、ひとつもない》と断言していたヘーゲルの国家観が、やはり彼に影響していることは否定できない。田中英道『新しい日本史観の確立』189頁（文芸館、2006）。

〈参考文献〉

- G・P・グーチ 林健太郎／林孝子訳『十九世紀の歴史と歴史家たち 上』（筑摩書房、1971）
- G・P・グーチ 林健太郎／林孝子訳『十九世紀の歴史と歴史家たち 下』（筑摩書房、1974）
- G.W.F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Werke 7, Frankfurt a.M. 1970. ヘーゲル（藤野渉／赤沢正敏訳）『法の哲学Ⅰ・Ⅱ』（中央公論新社、2001）
- 小林正士「市民法学の論理とヘーゲル『法の哲学』」国士館法研論集 第10号（2009）
- 小林正士「市民法学における社会認識のための一考察」国士館法研論集 第11号（2010）
- 小林正士「ヘーゲルの社会哲学と市民法原理」国士館法研論集 第12号（2011）
- 小林正士「ヘーゲルの社会理論と市民法原理」国士館法研論集 第13号（2012）
- 小林正士「ヘーゲル法哲学の構造と市民法学」国士館法研論集 第14号（2013）
- 小林正士「ヘーゲルにおける法、道徳、人倫—Bruno Liebrucksの所説に即して—」国士館法研論集 第15号（2014）
- 小林正士「ヘーゲル法哲学における自然と自由—Manfred Riedelの所説に即して—」国士館法研論集 第16号（2015）
- 佐藤真一「トレルチのランケ観について」研究紀要 第41集（国立音楽大学、2007）
- 佐藤真一「マイネッケにおける第一次世界大戦の体験とランケ観の変化」研究紀要 第42集（国立音楽大学、2008）
- 佐藤真一「マイネッケの歴史主義論における『ゲーテとランケ』」研究紀要第43集（国立音楽大学、2009）
- 佐藤真一「ランケとヘーゲル」研究紀要 第44集（国立音楽大学、2010）
- 佐藤真一「ランケとフランス七月革命」研究紀要 第45集（国立音楽大学、2011）
- 鈴木成高『ランケと世界史学（第四版）』（教養文庫、1948）
- 高坂正顕『歴史的世界』（福村書店、1949）
- 田中英道『新しい日本史観の確立』（文芸館、2006）

- トレルチ 大坪重明訳『歴史主義とその克服』（理想社、1968）
- 責任編集林健太郎『世界の名著 マイネッケ』（中央公論社、1980）
- 責任編集林健太郎『世界の名著 ランケ（五版）』（中央公論社、1995）
- フリードリヒ・マイネッケ著 中山治一・岸田達也訳『ランケとブルクハルト』（創文社、1960）
- F. マイネッケ 菊盛英夫／麻生建訳『歴史主義の成立 上』（筑摩書房、1967）
- F. マイネッケ 菊盛英夫／麻生建訳『歴史主義の成立 下』（筑摩書房、1968）
- マイネッケ 中山治一訳『歴史主義の立場（第四版）』（創元社、1944）
- 牧野雅彦『歴史主義の再建—ウェーバーにおける歴史と社会科学』（日本評論社、2003）
- 村岡哲『近代ドイツの精神と歴史』（創文社、1981）
- 村岡哲『レーオポルト・フォン・ランケ』（創文社、1983）
- Leopold von Ranke, Politisches Gespräch, in „*Das politische Gespräch und andere Schriften zur Wissenschaftslehre*“, Max. Niemeyer 1925. ランケ著 相原信作訳『政治問答 他一篇』（岩波書店、1941）
- ランケ著 相原信作訳『強国論』（岩波書店、1940）
- ランケ著 鈴木成高／相原信作訳『世界史概観—近世史の諸時代—（改版）』（岩波書店、1961）
- ランケ著 林健太郎訳『ランケ自伝』（岩波書店、1966）